

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、全力で努めていかなければならない。

本校では、そのための基本姿勢として、以下の5つを挙げる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない、明るい雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進し、いじめの未然防止に努める。
- (3) いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、学校だけでなく家庭や地域、関係機関と連携し解決にあたる。
- (5) いじめ問題に取り組むための校内組織を効果的に機能させる。

3 いじめの未然防止に向けての取組

- (1) いじめを許さない、見過ごさない、雰囲気づくりに努める。
 - ① 朝のあいさつ運動の推進
あいさつポストなどを活用して、児童会を中心としたあいさつ運動を行うことで明るい学校づくりに努める。
 - ② 呼びすて0日
0のつく日を「呼びすて0の日」とし、他を思いやる気持ちを高める。
 - ③ 学校生活において、本校の合い言葉である「自分もOK 相手もOK」の意識を高められるよう、あらゆる場で根気強く指導する。
 - ④ 人権集会を通して、「いじめ」の本質や構造、人体への影響等を理解させ、「いじめをしない、させない、許さない」という意識を高める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ① 一人一人が活躍できる学習活動
特に、算数科を通して、児童の理解度を高め、達成感や充実感がもてるよう授業の工夫・改善を行う。
 - ② 人との関わり方を学ぶ活動

ソーシャルスキルトレーニングを朝の活動に取り入れ、集団の中で互いに認め合う活動を通して自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活が送れるようにする。

③ 人とつながる喜びを味わう体験活動

学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における体験活動を通して、道徳性の育成につながる体験活動を展開する。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

○ 「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けるように努める。

○ いじめの早期発見の一つとして、年3回「学校生活に関するアンケート」を行い、それをもとに一人一人への教育相談を実施する。

○ 日記等の活用を通して、児童の小さな変化をとらえていく。

○ 児童の変化が早期に発見できるよう、日常的な情報交換に努め、全職員が積極的に関わられるようにする。

(2) いじめの早期解決に向け、全職員で問題の解決にあたる。

○ いじめ問題を発見した場合は、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全職員で対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめ問題の解決にあたる。

○ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、被害児童の身の安全を最優先に考え、加害児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

○ 被害児童のケアは、養護教諭や専門的な知識のある者と連携した対応を図る。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

○ いじめ問題が起きた場合は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

○ 町教委やSSW等関係機関と連携を図り、いじめ問題の早期解決に努める。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「いじめ・不登校対策委員会」

月1回全職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換や協議を行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、特別支援教育担当者、養護教諭、当該学年担任、SSW等による「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。